

○美郷町地域振興券給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、更なる町内経済の回復を支援しつつ、住民生活を支援するため、美郷町子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）支給事務実施要綱（令和3年美郷町告示第145号）で定める美郷町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（以下「非課税世帯等給付金」という。）の対象外となった世帯に対し、美郷町地域振興券（以下「振興券」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 振興券の給付の対象となる者は、令和3年12月10日（以下「基準日」という。）に本町の住民基本台帳に記録されており、非課税世帯等給付金の対象外となった世帯（以下「給付対象世帯」という。）の世帯主（以下「給付対象者」）とする。

2 前項の規定にかかわらず、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される住民税均等割非課税世帯については、町長が別に指定する期日までに申し出を行った場合のみ、当該世帯の世帯主を給付対象者とする。

3 町長は、基準日から振興券を送付するまでの間に、給付対象世帯の世帯主が死亡又は転出等により本町の住民基本台帳の記録から除かれた場合は、給付対象世帯の世帯員のいずれかを給付対象者とする事ができる。

(振興券の給付金額)

第3条 給付対象者に対し、1世帯当たり券面金額1万円分の振興券1組を給付する。

2 振興券1組当たりの券種内訳は別表第1のとおりとする。

(給付対象者の決定)

第4条 町長は、給付対象者からの申請によらず、本町の住民基本台帳を確認のうえ、給付対象者を決定するものとする。

(給付方法)

第5条 振興券の給付は、給付対象者に対し、原則として簡易書留郵便で送付することにより行うものとする。

2 町長は、前項の規定により送付した振興券が郵便局から返還された場合において、当該給付対象者に対する連絡、訪問等により確認に努めたにもかかわらず、当該給付対象者の居所が判明しないときは、当該給付対象者に対して振興券を給付しないことができる。

3 町長は、第1項の規定により振興券を送付するまでの間に、基準日における給付対象世帯の全世帯員が本町の住民基本台帳の記録から死亡又は転出等により除かれた場合は、当該給付対象者に対して振興券を給付しないことができる。

(振興券の使用範囲等)

第6条 振興券は、給付対象者と取扱店との間における取引においてのみ使用することができる。

2 振興券の使用期限は令和5年1月13日までとする。

3 取扱店は、取引に使用された振興券の券面金額の合計額が取引の対価を上回るときは、振興券の使用者に対し、当該対価を上回る額に相当する金額の支払は行わないものとする。

4 振興券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。

5 振興券は、給付対象者又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。

6 振興券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

(1) 不動産や金融商品

(2) たばこ

(3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

(5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

(6) その他町長が適当でないとしたもの

(取扱店の登録等)

第7条 取扱店として登録できる者は、町内において、事業所、店舗等を有する事業者とする。

2 取扱店の区分は別表第2のとおりとする。

3 取扱店の登録をしようとする者(以下「申請者」という。)は、美郷町地域振興券取扱店登録申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。なお、美郷町プレミアム応援券実施要綱(令和3年美郷町告示第98号)により、美郷町プレミアム応援券取扱店に登録された事業者は、美郷町地域振興券取扱店の登録事業者とみなすため、登録申請書の提出は不要とする。

4 町長は、前項の規定による登録申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について決定し、美郷町地域振興券取扱店登録証(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(取扱店の責務)

第8条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 取引において振興券の受取りを拒まないこと。ただし、振興券の破損、汚損等の程度が大きい場合はこの限りではない。

(2) 振興券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

(3) 町と適切な連携体制を構築すること。

2 町は、取扱店が前項各号に反する行為を行ったときは、取扱店の登録を取り消すことができるものとする。

(振興券の換金)

第9条 町は、取扱店において振興券が使用された場合は、取扱店に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、取扱店は、次の各号に定める金融機関に取扱店において受け取った振興券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出るものとする。

(1) 秋田銀行美郷支店

(2) 北都銀行美郷支店

(3) 羽後信用金庫美郷支店

(4) 秋田おばこ農業協同組合千畑支店

(5) 秋田おばこ農業協同組合六郷支店

(6) 秋田おばこ農業協同組合仙南支店

(7) 秋田ふるさと農業協同組合金沢支店

3 換金の方法は、口座振替により行うものとする。

(禁止)

第10条 振興券を偽造し、又は不正に使用してはならない。

(破損等の届出)

第11条 振興券を著しく破損又は汚損したときは、速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(振興券の保管)

第12条 給付対象者及び取扱店は、自己の責任において振興券を保管しなければならない。

2 前項の振興券の保管中に紛失、盗難、滅失の事故等が発生した場合は、当該振興券の保管者がその責を負うものとし、町はその責めを一切負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年1月28日から施行する。ただし、令和5年3月31日限りでその効力を失う。

別表第1（第3条関係）

振興券1組当たりの券種内訳	額
地域振興商品券	2,000円（400円×5枚）
地域振興飲食券	2,000円（400円×5枚）
地域振興サービス券	2,000円（400円×5枚）
地域振興共通券	4,000円（400円×10枚）

別表第2（第7条関係）

取扱店区分	取扱券種	登録申請対象店舗	条件
(1) 地域振興商品券取扱店	地域振興商品券	主に小売業を営む店舗	(1) から (3) の取扱店は1店舗1区分の登録とする。
(2) 地域振興飲食券取扱店	地域振興飲食券	主に飲食業を営む店舗	
(3) 地域振興サービス券取扱店	地域振興サービス券	地域振興商品券取扱店登録申請対象店舗及び地域振興飲食券取扱店登録申請対象店舗を除く町民向けサービスを営む店舗	
(4) 地域振興共通券取扱店	地域振興共通券	取扱店に登録された全ての店舗	